

令和7年4月23日

はり、きゅう、マッサージ等施術利用券有効期限の誤記載について

市で利用者あてに発送した標記利用券の一部に有効期限の誤記載がありましたので報告します。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、一枚 1,000 円のはり、きゅう、マッサージ利用券を年間12枚を上限に交付する事業において、12枚つづりの利用券のうち1枚の有効期限を「令和7年3月31日(令和8年が正しい)」と記載して交付したものです。

2 経過

- 4月2日 令和7年度の更新申請者 91 人に対し12枚つづりの利用券を送付
- 4月11日 年度途中申請者への利用券を作成した際、職員が有効期限の誤記載を発見
- 4月24日 利用者に対して、正しい有効期限を記載した利用券を送付し、有効期限誤記載の利用券は使用しないよう通知

3 原因・理由

利用券は表計算ソフトで作成しており、作成時の設定が誤っていた。
有効期限が正常に印刷されたと思い込み、複数人での確認をせずに利用券を封入・発送した。

4 再発防止策

今後利用券の作成にあたっては内容のダブルチェックを徹底します。

担当：長寿福祉課 長寿支援係
課長 梅津、係長 作田
電話 024-525-7657(直通)